

小委員会等会議の概要

※この概要は小委員会等での意見を事務局の責任で整理したものです。

小委員会等名称	①重症心身障害児者（医療的ケア児者含む）
開催日時・場所	9月7日 南部保健所3階大会議室

課題への対応策についての意見等

【医療機関について】

- ① 個々の在宅生活を見据えた退院支援の取組を推進する。
- ② 早期から当事者家族同士のネットワークを持てるような働きかけを行う。
- ③ 家族の心身の負担の軽減のためレスパイト入院に取り組む地域の病院を増やす。

【障害特性に応じた医療や福祉サービスの充実について】

- ④ 共生型サービスを活用しての受け入れ体制づくりを行う。

【住居の確保について】

- ⑤ 入所ベッドを増設することで、在宅からグループホーム、さらに入所と状況に応じて適切な住まいの場を選択できるようにしていく。

【相談支援・地域連携について】

- ⑥ 3次機能としての重症心身障害・医療的ケア児者のケアマネ事業を充実させ、医療的ケア児者支援センターとする。

【保育・教育について】

- ⑦ 学校への看護師の配置が必要。特に基幹的な学校には常勤看護師は配置する。
- ⑧ 指導医が学校を巡回して助言する体制を整備する。
- ⑨ 保育所等訪問支援事業等の更なる周知を図る。

【就労支援について】

- ⑩ 職場や通所施設への医療的ケア支援確保する。
- ⑪ 在宅ワークの環境を整備する。
- ⑫ 通勤時の医療的ケア支援を確保する。

【防災・感染症対策について】

- ⑬ 医療的ケア児の震災時の対応・環境の整備などを個別計画に書き込む。
- ⑭ 停電時の電源の確保。
- ⑮ 福祉避難所（市町が中心ではあるけれど）のあり方等、周知して欲しい。
- ⑯ 利用者・家族、他分野とも連携の下、各分野の福祉関係者にも必要な対策と備蓄等を整備。

【共生のまちづくりについて】

- ⑰ 障害のある子どもの存在そのものが学びの機会となる。特別支援学校から地域の学校に通級することでともに過ごせる教育の機会を確保している。
- ⑱ 障害のある本人や家族が啓発活動に積極的に参加できるような取り組み。
- ⑲ 人の存在そのものの価値が職業となるような取り組み。

小委員会等名称	② 障害児（教育分野）
開催日時・場所	9月7日 大津合同庁舎7A会議室

課題への対応策についての意見等

【早期発見・早期対応について】

- ① 身近な生活の場において専門的な早期療育をうけられるよう、PT・OT等の専門職員の配置の充実が必要。
- ② 幼稚園・保育園（所）・認定こども園の教員等を対象にした専門研修の実施。

【一貫した支援について】

- ③ 各市町で、すべての児童が就学に向けての指導・相談につながっていくシステム作りが必要と思われる。市町の中で把握するシステムか、あるいは、相談支援事業所を核とするシステム等を検討する必要がある。
- ④ 教育、福祉、家庭の連携を高めるため、トライアングルプロジェクトに関するさらなる周知を図る。

【障害特性に応じた教育について】

- ⑤ 特別支援学校、小・中・高等学校における合理的配慮の理解と実施の促進が必要。
- ⑥ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や活用内容は、特別支援学級新担任研修では必修研修とし、研修の充実を図る。
- ⑦ 障害のある子どもの理解促進と合理的配慮に関わる研修は悉皆とし、継続する。

【インクルーシブ教育の推進について】

- ⑧ 通常の学級におけるユニバーサルデザイン化による授業等の研修を実施。
- ⑨ 高等学校における通級指導教室の整備
- ⑩ 学習障害等の児童生徒への合理的配慮の実施内容や実施方法に関する理解促進と具体的事例等、情報共有できる研修や研究等の実施。

【専門的な相談機能について】

- ⑪ 知的障害の発達をみられる発達相談員や、体の発達をみられるOTやPTが定期的、継続的に放課後デイを訪問できる巡回システムなどが必要。

【障害児入所施設の機能充実について】

- ⑫ 入所中の児童と地域の支援者のつながりを維持し続けるための進路検討会議を定期的を実施する。
- ⑬ 措置児童は障害福祉サービスの利用がしにくく、入所中に就労継続支援等での実習ができない。

小委員会等名称	③ 高齢障害
開催日時・場所	9月3日 滋賀県庁北新館3階多目的室2

課題への対応策についての意見等

【障害分野と高齢分野の連携について】

- ① 障害福祉サービスから介護保険サービスへ引きつぐプロセスや実務の留意事項等について手引き等を作成する。
- ② 障害福祉サービスと介護保険サービスを並行して利用している例、障害のグループホームから特別養護老人ホームへ移行している例などについて周知を図る。
- ③ 介護保険サービス利用にかかる1割負担は障害福祉制度で賄えるが、特別養護老人ホーム等を利用数場合、20万円程度の利用料がかかることも課題。

【共生型サービスについて】

- ④ 共生型サービス（ショートステイサービス、生活介護など）普及のためにモデル地域による実践を行い、実施方法等（障害者支援と高齢者支援の相違など）についての周知を図る。

小委員会等名称	④ 人材育成・確保
開催日時・場所	7月13日 大津合同庁舎7A会議室

課題への対応策についての意見等

【人材育成について】

- ① 造形活動や表現活動を支援する人材の育成や派遣、フォローできる仕組みや、関係者のネットワークづくりの場を整備する。
- ② 圏域協議会が主催し、全事業者を対象とした新人研修や中堅研修を実施して、体系的な人材育成を実施している。
- ③ 実践を振り返る事例検討などを行い、研修と研究を連動させながら実践力を高めていくことが必要。そのためのモデル事業など行ってはどうか。
- ④ 事業所の中、地域、県下での研究発表の実施を促進する取組をしてはどうか。
- ⑤ オンライン等により時間場所を問わず学べる研修の実施を促進してはどうか。
- ⑥ 県内の法人間で人材を派遣し合い、研修を行う制度を創設してはどうか。
 - ・各法人のノウハウを共有し、県全体のレベルの底上げ、職員のやる気を向上させる。
- ⑦ 障害当事者が講師となり、障害のある人が置かれてきた状況や今なお存在する暮らしにくさ等について、支援者が実感できる研修カリキュラムを実施している。
- ⑧ 県主導で行政や防止センターや関連機関向けの虐待防止に向けた対応研修ができないか。

【人材確保について】

- ⑨ 人材の必要量について把握するための実態調査を実施してはどうか。
- ⑩ 各職種の賃金体系や休みの取得状況等について実態を確認する。
- ⑪ 学生が障害福祉場について知る機会が必要。
 - ・（障害）福祉現場での仕事の面白さややりがいを知るためのインターンの実施。
- ⑫ 社会福祉士の現場実習の相談支援事業所での受け入れを促進する。
- ⑬ 圏域協議会で大学等と連携して、学生への福祉の現場紹介の機会を確保。
- ⑭ 高校生や中学生に障害者支援の仕事を身近に感じてもらえるような働きかけの機会を作る。
- ⑮ 夜間に対応できるヘルパーがいる事業所の情報共有できるシステムを構築する。
- ⑯ 夜間働けるヘルパー等の確保に向けた官民共同の広報等を行う。
- ⑰ 介護福祉人材センターとハローワークの連携による求職者へ求人情報などが伝わる仕組みをさらに強化する。

小委員会等名称	⑤ 意思疎通支援の充実等（盲ろう者支援含む）
開催日時・場所	令和2年10月6日 大津合同庁舎7D会議室

課題への対応策についての意見等

【情報アクセシビリティの向上について】

- ① 現在行っているIT訪問サポートは視覚障害者にとって非常に必要性が高いことから「IT訪問サポートの充実」が必要。
- ② 2021年度から開始される電話リレーサービスへの周知・利用促進。

【意思疎通支援の充実について】

- ③ 手話や指点字、点字や触手話の取得が必要になるため、当事者が学習力を高めるための場が必要。
- ④ 通信機器が向上しても利用者の力がなければ使いこなせないため、興味をもって学習できるようにする必要がある。
- ⑤ 耳マーク運動などを通じた、窓口における筆談の広がりに関して、現在までの具体的な取り組み事例や、今後具体的にどのように実施していくのか。
- ⑥ 長期にわたる資格取得の受講など意思疎通支援が利用制限されている問題を解消するための方策。

【障害のある人に配慮した行政情報の提供および選挙等における配慮】

- ⑦ 手話通訳、要約筆記、音声、点字、インターネットと方法は様々。盲ろう者は障害のタイプが様々でどれにも当てはまらない方がいる。1対多数ではなく一対一での通訳が必要。
- ⑧ 選挙についても、立候補者の発言などに触手話通訳が必要。
- ⑨ 「手話タイム・プラスワン」について、インクルーシブの観点から番組を特別に設けるのではなく、一般の情報番組（滋賀プラスワン）に、手話・字幕を入れて情報保障を充実。
- ⑩ 滋賀県ホームページに手話動画を挿入。

【その他】

- ⑪ スカイプ・ズーム・チャットが増えている。オンライン会議も増えている。オンライン会議は聴こえないものにとっては合わない。ろう者の疎外感がある。ペーパーレスについてもタブレットの操作のために手話を見ることができないなどデメリットもある。ICTが苦手な人への支援も必要ではないか。

小委員会等名称	⑥ 高次脳機能障害
開催日時・場所	7月29日 県庁北新館3階多目的室②

課題への対応策についての意見等

【障害の認識について】

- ① 高次脳機能障害のタイプを分類する必要がある。出現している症状によつての対応方法が異なることから、それぞれにあった取組が必要。中度の状況にある人への支援が特に不足している。

【医療について】

- ② 精神医療センターや医療福祉相談モール等が中心となって、医師のネットワークの構築や地域の医療へのバックアップを行う。
- ③ 地域への医療体制の現状について具体的に発信する取組を行う。
- ④ 県立リハビリテーションセンターで専門医養成などに取り組んではどうか。
- ⑤ ドクター向けの高次脳機能障害に関する勉強会・研修会を実施して理解を促進する。
- ⑥ 高次脳機能障害の事例集（連絡をした後、どのような支援を受けられるか）などを作成する。

【生活支援について】

- ⑦ 発達障害・自閉症の特性を知っている人による支援がマッチする場合もある。共通する部分についてはうまく活用しながら、異なる部分については明確化していく。

【相談支援体制について】

- ⑧ 高次脳機能障害のある人の支援をコーディネートできる者を配置していく。
- ⑨ 既存の事業所が高次脳機能障害のある人に関わるメリットを見せる取組が必要。

【就労についてについて】

- ⑩ 一般企業、福祉的就労ともに高次脳機能障害についての理解が乏しい。
- ⑪ 発症前の職場復帰が困難な人も「働く」に再チャレンジするための仕組みやシステムの構築が必要。

【教育について】

- ⑫ 教師向けの啓発研修などが必要

【余暇について】

- ⑬ ある程度の同じようなタイプの人が障害種別に関わりなく集まれるような取組を実施する。

小委員会等名称	⑦ ひきこもり支援等
開催日時・場所	9月10日 県庁本館4階 4A 会議室

課題への対応策についての意見等

【全体的な課題に対して】

- ① ひきこもり支援にマッチする法律がないことが取組が進まない一因であることから、県による条例等を策定してもよいのではないかと。
- ② ひきこもり支援のガイドラインにあるように、保健所機能の再生（強化）による伴走型支援の実施。
- ③ ひきこもり支援について継続的に状況把握及び支援策の検討を行う協議体を設ける。【潜在的なニーズへの対応】
- ④ 家族が高齢になったり、亡くなった場合に、障害等に起因しないひきこもり状態にある人への支援が限られている。地域でひきこもり状態にある人を支えるシステム構築が必要。

【居住の確保について】

- ⑤ 一時的に自宅以外で生活できるシェルターがあると家族等の関係性改善に効果がある。
- ⑥ 若者向け公営住宅の優先入居
- ⑦ シェアハウスのあっせん

【学びに関して】

- ⑧ 中学から高校へ支援や配慮が必要な生徒に関する情報を引き継ぐ取組（甲賀市、湖南市）
- ⑨ 定時制高校に若者サポートステーションが訪問し事業内容を説明したり、実際に相談窓口を開いたりする取組が行われている。（大阪府吹田市）

【働くことに関して】

- ⑩ 短時間から長時間に徐々に移行していけるような柔軟な働き方のできる雇用の場があれば就労にむずびつきやすいのではないかと。
- ⑪ 訪問型の生活訓練など、自宅に訪問しての支援が有効である。

【支援の場・活動の場について】

- ⑫ 当事者が取り組みやすい(本人の希望に沿った)活動等を実施する場などの設定
- ⑬ 和歌山県の団体による取組事例あり相談、居場所、社会とのつながりがセットとなっているとスムーズな支援につながりやすいのではないかと。
- ⑭ 県や市など公的機関が直接行っていたりバックアップしていることが当事者の安心感につながる場合がある。

小委員会等名称	⑧ 就労（県障害者自立支援協議会 就労部会）
開催日時・場所	令和2年9月4日（金）10時～12時 県庁本館4A会議室

課題への対応策についての意見等

【啓発について】

- ① 中小を含めた企業へ障害者の雇用・就労支援等の仕組み等についての周知、啓発の取組を強化していく。

【雇用の場の確保について】

（一般企業）

- ② 中小企業向けに障害者雇用を促進するための取組を実施する。中小企業家同友会との意見交換。

（福祉的就労）

- ③ 一つの法人で抱え込むのではなく、本人の希望や特性に応じて、就労の場を選択できることを可視化する必要がある。

（農福連携）

- ④ 農家から業務の依頼があるが、季節限定のものが多く、継続的な就労とはならない場合が多い。

【移動手段の確保について】

- ⑤ 自動車免許や原動機付き自転車免許の取得に対する支援を実施する。就労移行支援の一環として、学科テスト対策等への支援を実施する。
- ⑥ 会社までの交通手段（自動車運転免許の取得可否・公共交通機関のアクセシビリティ・送迎等の有無）の確保が就労できるかどうかの大きな課題となっている。

【就労移行の促進について】

- ⑦ 就労移行支援、就労継続支援事業所からの一般就労への移行を促進するために、就労移行支援ノウハウの共有を行う。サービス管理責任者研修に「就労移行支援」の専門コース別研修を創設する。
- ⑧ 自立訓練と就労移行支援を一体的に実施する取組の評価を行い、その効果について周知してはどうか。
- ⑨ ジョブコーチ養成研修の滋賀県での定期的実施を行ってはどうか
- ⑩ トライ WORK 事業が積極的に活用されるよう企業や就労移行支援事業所等へのさらなる周知を図る。
- ⑪ 介護やメンテナンス等の就労につながる資格取得への支援を強化する。
- ⑫ アビリンピック（障害者技能競技大会）を活用し、就労に繋がる技能の取得の意欲向上を図る。
- ⑬ 訪問型や企業在籍型職場適用援助者の役割と障害者雇用安定助成金の仕組みについて、企業や就労移行支援事業者等に周知を図る。

小委員会等名称	⑨ 精神障害（精神保健福祉審議会）
開催日時・場所	令和2年10月1日（木）県庁北新館3階

課題への対応策についての意見等

【住まいの場の確保について】

- ① 県営住宅への障害者の優先入所・GHへの活用
- ② 民間住宅への入居支援事業の拡大
- ③ 居住支援協議会が実効性を持てるような枠組み構築
- ④ 保証人問題の解決に向け、県・市町における公的保証人制度の創設
- ⑤ 居住支援法人の活用（のためのバックアップ）

【地域包括ケアシステムの構築について】

- ① 民生児童委員として早い時期に相談報告する窓口を全県域（全福祉圏域）で同じにする。
- ② 地域包括ケアシステムの窓口家族への説得→本人受診や相談→手帳申請取得（ようやく対象者把握や災害時避難要支援者名簿掲載）→医療機関・支援センターと連携→在宅 or グループホーム等就労支援（親亡き後の生活（自立）計画へ
- ③ 地域包括ケアシステムの窓口：当学区では3年前「北部地区地域包括支援センター」開設後は全ての「気にかかる」ケースを相談報告することにしました。

【相談支援体制の充実について】

- ① 指定特定相談支援事業者について経営的な問題もあり増えない現状に鑑み、財源の下支えでできる仕組みの導入を。

小委員会等名称	⑩ 強度行動障害（県障害者自立支援協議会 強度行動障害研究部会）
開催日時・場所	令和2年8月31日・9月28日・10月26日・大津合同庁舎

課題への対応策についての意見等

➤ 早急に取り組む必要な事項

【グループホームの整備促進】

- ① 現行報酬体系に対する県独自策の検討
- ② 居住確保のための整備及び既存家屋の改築等に対する補助の拡充
- ③ 重介護型ホーム（モデル事業）の整備
- ④ 行動障害対応グループホームに関する県内の先駆的な実践と支援ノウハウを全県的に波及させるための研修会等の実施

【家族支援の充実】

- ⑤ 家族負担の軽減策として、余暇活動支援・レスパイト機能・行動援護事業・相談支援事業の充実及び拡充
- ⑥ 緊急時地王として地域生活支援拠点等の整備による24時間緊急時支援体制を早急に進める。

【入所施設を地域拠点として位置付ける】

- ⑦ 在宅生活者の緊急一時的対応機能の拡大のために、「(仮称) 地域拠点型入所施設」を事業化し、現行基本報酬に上乗せする県独自加算の創設を検討

【医療機能の強化】

- ⑧ びわこ学園が保有している悠目的入院等による機能（アセスメント・投薬調整等）の維持（現状ではびわこ学園しか持ちえない機能でありニーズも高い）

➤ 中長期的な検討が必要な事項

【支援スキル・専門性の向上策】

- ⑨ 強度行動障害支援者養成研修修了者へのフォローアップ研修の実施
- ⑩ 研修受講時の人材補填の仕組みづくり（小規模事業所への人的・財政的フォロー）
- ⑪ 強度行動障害専門家巡回支援事業の対象拡大

【施設入所者の地域移行へのアセスメント機能の強化（外部評価の導入）】

- ⑫ 認証発達障害者ケアマネージャー・相談支援専門員・ヘルパー等）のアセスメントを評価として導入

【入所施設の柔軟な活用】

- ⑬ 在宅生活者を支援するための入所機能の再整理
- ⑭ 夜間帯のみの利用ニーズに対応するための報酬上の評価の見直し

【医療機能の強化】

- ⑮ 強度行動障害に対応できる身近な医療機関の整備についての検討

【滋賀県として入所施設機能のあり方について、めざす機能の提示とメリハリある報酬体系の検討】

- ⑯ 「入所施設⇔地域」の循環機能を促進するための入所機能のあり方の検討と県独自策の提示
⇒「入所施設のあり方検討会等での検討」

小委員会等名称	⑪ 相談機能・支援ネットワーク (県障害者自立支援協議会 相談支援 NW 部会)
開催日時・場所	令和2年9月11日(金) 15:30~17:30 大津合同庁舎7A

課題への対応策についての意見等

【身近な相談支援機能の充実】

- ① 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、計画相談支援等の役割整理のための取組。
- ② 計画相談支援の質と効率性を高めるための取組
→相談支援事業者に計画相談支援等や自立生活援助等の事業趣旨と効果的で効率的な運営方法等についてのレクチャーを行う。

【圏域単位の相談支援機能の充実】

- ③ 基幹相談支援センター設置と機能の充実
- ④ 障害児者相談支援ネットワーク事業、精神障害者相談支援体制整備事業の役割の確認と必要に応じた見直し
- ⑤ 相談支援体制における基幹相談支援センターの役割の周知と取組の充実に向けて、県協議会の部会による各センター間の情報交換や課題共有、協議等を行う。
- ⑥ ピアサポーターの養成と活用

【地域協議会を活用した障害特性に応じた支援の検討】

- ⑦ 全県対応の重心ケアマネと市町(圏域)配置を目指す医療的ケア児者のコーディネート機能、医療的ケア児者支援体制加算を取得する計画相談支援等を実施する事業者の役割の明確化と連携体制の在り方について協議及び体制整備を図る。
- ⑧ 県内の医療的ケア児者支援にかかわる相談支援機関等による協議をサポート
- ⑨ 各圏域で整備されている医療的ケア児者に関する課題等を協議する協議体へのサポート。
- ⑩ 県協議会による定期的な市町ごとの取組状況の共有

小委員会等名称	⑫ 文化・芸術（滋賀県障害者文化芸術活動推進計画）
開催日時・場所	※滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会にて議論

課題への対応策についての意見等

※R.2.3 策定の滋賀県障害者文化芸術活動計画を活用

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画

【概要版】

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨 障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に寄与する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定
- 2 計画の位置づけ
 - 障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
 - 滋賀県文化振興条例に基づく「滋賀県文化振興基本方針」および障害者基本法に基づく「滋賀県障害者プラン」を踏まえた障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画
 - 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画
- 3 計画期間 令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）までの4年間

第2章 障害者の文化芸術活動の現状

- 1 障害者の文化芸術活動の推進にかかる社会情勢（国等の取組状況）
 - 劇場、音楽堂等活性化法(H24)およびその指針の制定(H25)
 - 障害者差別解消法の制定(H25)
 - 文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正(H29)
 - 障害者文化芸術推進法(H30)および基本的な計画の策定(H31)
- 2 本県における障害者の文化芸術活動の取組状況
 - (1) 障害者の文化芸術活動の歴史
 - 近江学園での取組
 - 滋賀県の福祉施設が関わった展覧会の開催
 - ボーダレス・アートミュージアムNO-MAの開設
 - (2) 国内外で広がる活動と評価
 - 国内外の美術館やギャラリーにおいて障害のある滋賀県ゆかりの作家の作品がアール・ブリュット作品として注目
 - (3) 本県の取組
 - 「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針（ガイドライン）」の策定
 - 障害者の文化芸術活動に関する相談・支援を行う「アイサ」の運営支援
 - アール・ブリュットネットワークの立ち上げ
 - フランス・ナント市や米國・ミシガン州での展覧会事業への参画
 - 「びわ湖ホール 音楽会へ出かけよう！（ホールの子事業）」での舞台芸術鑑賞の機会の提供
 - 糸賀一雄記念賞音楽祭の開催支援 等

第3章 基本目標と基本的な方向（柱）

- 1 基本目標

多様な人びとが支えあうことにより、障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現
- 2 基本的な方向（柱）

「親しむ」 「つなぐ・支える」 「活かす」

第4章 施策の展開

- 1 「親しむ」

障害の有無にかかわらず、誰もがともに文化芸術活動を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実と、障害者の文化芸術活動への理解の促進

 - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめる公演や展覧会等の推進
 - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に自由な発想で表現する機会の創出
 - ◆ 障害者の作品を発表する機会の充実
- 2 「つなぐ・支える」

障害者の文化芸術活動を支える「人」づくりや、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援をする人が集まる拠点となる機能を有する「場」の構築に向けた検討

 - ◆ 障害者の文化芸術活動を支える人づくり
 - ◆ 障害の有無にかかわらず、誰もがともに学び活動できる場づくり
- 3 「活かす」

障害者が創りだす作品等の魅力を国内外に効果的に発信し、その魅力を通じて県民の理解を深めるとともに、滋賀県の文化力を高め、社会的・経済的価値を創出

 - ◆ 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と国内外への発信
 - ◆ 美術作品や舞台芸術作品等の調査・発掘、評価、収集・保存、発表・展示

第5章 計画の推進

- 1 推進体制
 - (1) 県の役割
 - (2) 各主体に期待される役割と連携
 - (3) 推進体制
 - 県民、地域社会、文化施設・団体、福祉施設・団体、市町との連携・協働
- 2 進捗管理
 - 滋賀県文化審議会および滋賀県障害者施策推進協議会において取組状況を点検・評価
 - 国の調査研究の結果等も踏まえ、計画期間中に評価指標を設定

小委員会等名称	⑬ スポーツ（スポーツ推進審議会）
開催日時・場所	書面での意見聴取

課題への対応策についての意見等

【共生社会づくり】

- ①「意思の決定」について記載について、「本人の選択に基づく意思決定」というような、「選択」という表現があるとより適切ではないか。

【ともに活動する】

- ①支援者（家族やヘルパー）やピアサポートの記載が追加されたことにより、支援者を孤立させないという配慮が感じられることがとても良いと感じる。

【その他】

- ①5つの分野それぞれで、現状を踏まえ、あるべき姿にするのが本来目指すべきものであるが、障害のある・ないに関わらず、お互いが意識せず、平等に理解し認め合える社会を構築しなければならない。
- ②具体的に何をどうすればよいか、暗中模索ではあるが前進するため施策、方策を考えなければならないと思う。

小委員会等名称	⑭ ユニバーサルデザイン（淡海 UD 行動指針）
開催日時・場所	10/14UD 推進検討第 1 分科会（ソフト）／ 10/22UD 推進検討第 2 分科会（ハード）

課題への対応策についての意見等

- ①心のバリアフリーの定義について、これまで障害の社会モデル、当事者参画、インクルーシブの考え方で整理されてきた。「インクルーシブ」という考え方について、ともに学ぶだけではなく、ともに活動するやともに働くなどといったことも取り入れていただきたい。
- ②外見から分からない障害への配慮促進とあるが、確かに発達障害、知的障害である人は見た目で見えない。こういう障害があるかという他の人が分かる、ヘルプマークなどどれだけ浸透していくかが課題。
- ③心のバリアフリーについて、札幌市がパンフレット作っている。小学生でもわかりやすい内容。こういうのをできれば障害分野、高齢分野など縦割り超えて協議会のようなものを県でつくっていくのが一番いい。
- ④共生社会づくり条例とユニバーサルデザイン行動指針が一緒になって、社会モデル、当事者参画を進めていければと思う。県の職員が社会モデル理解を進めること大事。
- ⑤障害者中心にはなってくるが、今の社会で取り残されている若者がたくさんいる。ユニバーサルデザインの対象は障害者を中心としてたくさんいるということ。非正規が増える中で、生活上相当な困難がある。だれも取り残さない。どこかにそれを入れていきたい。それと滋賀らしさを。ユニバーサルデザインの7原則に環境の項目を加えるなどできないか。
- ⑥アクセシブルを前提とするルール、また、アメリカでは差別禁止の前身となった都市大量輸送法(UMTA)や連邦道路法が70年代前後に成立しており、その点でも日本は遅れているといわざるを得ない。日本ではいまだに法的な保証はないが、滋賀県ではこれらの内容を現段階でギリギリいっぱいまで入れたい。
- ⑦「心のバリアフリー」という言葉が誤解を招くことがあってはいけない。言葉自体は、障害者ではなく、行政から出てきた。一番間違えやすいのはバリアフリーをまごころや思いやりでやるものだと誤解すること。県の思いやり駐車場という言葉も障害者の方は同情されて、思いやりでバリアフリーにしてもらうのかという方が多いので気をつける必要がある。
- ⑧障害者差別解消法や共生社会づくり条例でいう障害の有無によって分け隔てられることのない社会とは、これまでの分けたいうで手厚くしましょうというやり方ではなく、インクルーシブに、一緒に、そのうえで必要な支援や合理的配慮をしていきましょうという社会であり、今の共生社会の目指すところである。そういう意味で障害によって分け隔てられることのない社会というあるべき社会像と、そのうえでの質の高い教育、インクルーシブな教育である。

小委員会等名称	⑮ 障害者差別、権利擁護（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会）
開催日時・場所	令和2年9月14日（月）14:00～16:00 県庁東館7階大会議室

課題への対応策についての意見等

- ①課題の内容が横断的になったことはとてもいいことだと思う。1点目、基本理念にもともに育ち・学ぶというキーワードを入れて欲しい。インクルーシブ教育が大事。
- ②コミュニケーション条例等の検討会が立ち上がっているが、コミュニケーションに言語障害も入れていただけないか。失語症も含め、普段の生活でどれくらい伝わっているかが課題。
- ③地域アドボケーターについて、当事者、事業者、県民にどう周知するか。知的障害者も声を上げていいんだということを周知。地域アドボケーターや県に周知を任せるのではなく、関係者含めてどのように周知していくか。圏域ごとの取り組みが大事になってくる。
- ④圏域の自立支援協議会としてアドボケーターとの関係を強化しなければならない。権利擁護部会が中心にアドボケーターとの関係を強くする活動を展開している。

小委員会等名称	⑩ 難病関係（滋賀県難病対策推進協議会）
開催日時・場所	書面での意見聴取

課題への対応策についての意見等

【共生社会づくり】

- ①障害者差別解消と障害者理解の促進。難病患者についての理解の促進

【ともに暮らす】

- ①難病福祉施策の実施。障害者総合支援法における障害支援区分。難病患者等に対する認定マニュアルの周知・活用

【その他】

- ①障害の中に難病も含まれているが、難病患者も住民も関係者も十分に認識されているとは言えないので、障害者プランの中にも「難病」の文字を入れるようにすべき。
- ②障害福祉分野において、難病も含むピアサポーターの養成研修などが行われているので、ピアサポーターの活用について検討されたい。